

公益信託 E N E O S 水素基金 2026 年度募集要項

1. 趣旨

この公益信託は、ENEOS 株式会社のご出捐により、平成 18 年 3 月に設定されました。地球環境と調和したエネルギーである水素の供給に関する基礎研究への助成を行ない、もって水素エネルギー社会の実現に貢献することを目的とします。

2. 助成対象者

大学、大学共同利用機関、高等専門学校、公的研究機関等、営利を目的としない国内研究機関に所属し、後記の助成研究範囲の研究を行う者。特に若手研究者（40 歳未満）からの応募を期待する。

複数の研究者による共同研究も認めるが（ただし、研究の主体は研究代表者にあること）、応募は代表研究者個人で行う。又、共同研究者として海外の研究機関に在籍する者を含むことを認める（なお、研究代表者の国籍は問わないものの、日本語または英語による意思伝達が可能である者とする）。

3. 助成研究の範囲

将来の水素エネルギー社会の実現に貢献できる研究であって、水素の製造・輸送・貯蔵ならびに CO₂ 固定化に関連する技術分野で、独創的かつ先導的な基礎研究（既存概念にとらわれない科学的に新たな原理や現象の検証・構築を目指すものであり、新規性ならびに将来の発展が期待できる研究テーマに優先して助成する。実用化への道筋の明確さや数年先の実用化可能性には必ずしもこだわらない）とし、具体的な助成対象分野は次にあげる研究とする。

（1）第 1 分野 水素製造技術

- ア. 化石燃料からの水素製造技術
- イ. 自然エネルギーやバイオマスを利用した水素製造技術
- ウ. 水素精製技術

（2）第 2 分野 水素貯蔵・輸送に関する技術

- ア. 水素を高効率に貯蔵・輸送する技術
- イ. 水素を安全に利用する技術

（3）第 3 分野 CO₂ 固定化・削減技術

- ア. CO₂ 分離・回収・貯留技術
- イ. 有用物質への変換などの CO₂ の有効利用技術

4. 次に掲げる研究は助成の対象としない

- ア. 燃料電池セルスタックや水素エンジンなどの水素利用機器に関する研究開発
- イ. 核エネルギーを利用した水素製造技術
- ウ. 社会経済的調査研究や戦略的シナリオ作成等に関する調査研究

5. 助成の対象となる研究の実施期間

2026 年 10 月 1 日から 2028 年 9 月末日（2 年間）

6. 助成金額・件数

5 件程度 総額 5,000 万円以内（1 件 1,000 万円を限度とする）

7. 助成金の使途

- （1）助成金の交付対象となる経費は、研究に要する設備・物品・消耗品の購入費用、労務費および研究推進に必要な諸経費（旅費、共同研究者の滞在費用等を含む）とする。
- （2）労務費については当該研究テーマ実施のために雇用した者の労務費およびアルバイト料とし、原則として労務費総額は総助成額の 1/2 以内とする。また、所属機関の常勤職員（教授、准教授等）で所属機関より給与を支給されている者の労務費は助成対象外とする。

(3) 所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めない。

8. 応募方法

- (1) 所定の申請書に必要事項を記入し、作成してください。申請書用紙は、三井住友信託銀行のホームページからダウンロードしてください（後記参照）。
- (2) 枚数を増加させる等、レイアウト変更は不可です。
- (3) 研究テーマに関連する申請者の主要論文を、3件以内ご用意ください。
- (4) 以下を受託者宛電子メールに添付してご提出ください。
 - ア. 作成した申請書の WORD ファイル及び PDF ファイルそれぞれ 1 件ずつ
 - イ. 上記論文の PDF ファイルを 3 件以内

【電子メールでの申請受付に関して】

- ◆メールアドレスは「kouekidenshi@smtb.jp」となります。
- ◆メールの件名は必ず、【ENEOS水素基金・氏名】と表記してください（この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください）。
- ◆書式はWORD及びPDF形式で、論文はPDFで、メールに添付してください。
- ◆電子メール1本あたりの容量は、必ず20MB以下としてください。容量が20MBを超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- ◆セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- ◆申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが下記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

9. 申請受付期間

2026 年 4 月 1 日（水）～5 月 8 日（金）（必着）

10. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定します。審査は第1次審査（書類審査）、第2次審査（第1次審査通過者に対する、プレゼン審査）の2段階審査となります。第2次審査の開催日・会場等については、申請締切後、2026 年 5 月下旬までに申請者宛、郵送または電子メールにてご案内します。

- (1) 第1次審査
申請書に基づき書面にて審査し、10 名程度を通過者とします。第1次審査の審査結果については決定次第、申請者宛に通知します。
- (2) 第2次審査
第1次審査通過者に対し、2026 年 7 月下旬から 8 月上旬頃にプレゼン審査を予定しています。プレゼン審査には、原則として申請者本人が出席してください。申請者が出席できない場合は、原則として不採用となりますのでご注意ください。
審査結果については、2026 年 8 月中旬～下旬頃（予定）に申請者宛、通知します。

11. 助成金の給付

2026 年 11 月頃に開催予定の助成金贈呈式当日に、助成金受給者の指定する銀行口座に助成金を振込みます。

12. その他注意事項

- (1) 報告等
ア. 助成を受けた受給者は、対象研究の終了後 1 ヶ月以内に、所定の報告書を受託者に提出しなければならない。なお、ご提出いただいた報告書は、一般に公開されることについてご了解ください。

- イ. 助成を受けた受給者は、助成金の入出金について会計帳簿に記載し、支払いに関する請求書および領収書等の証票書類を整理して保管しなければならない。
会計帳簿または証票書類は、受託者の求めがあった場合には、提示または提出しなければならない。
- ウ. 対象研究の成果公表に際しては、公益信託 ENEOS 水素基金（英文名：ENEOS Hydrogen Trust Fund）の助成による旨を明記すると共に、刊行物に掲載された場合には、その別刷 1 部を受託者に提出しなければならない。

（２）助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還しなければならない。

- ア. 助成対象となった研究が行えなくなったとき
- イ. 助成決定した内容と研究の内容が異なったとき
- ウ. 助成金を申請した目的以外の目的に使用したとき
- エ. 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき

（３）申請書（WORD、PDF ファイル）について

- ア. 申請書類の返却はしません。
- イ. 申請書は、助成対象研究の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について変更の生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。
- ウ. 申請書類に記載された事項は、助成金支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲内で当公益信託の受託者・運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また支給が決定した場合は、氏名、所属、研究テーマ等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについてご了解ください。

【応募に関する照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム

ENEOS 水素基金 担当：小山

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

（※）公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。